

彦根市国民保護計画【本編】新旧対照表

頁	行	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容		変更理由
4	5、7	(略)	障害者	(修)	障害のある人	字句修正
23	表の 最下 段					
24	12					
28	5					
29	11、 28、 29					
34	8					
47	17					
51	8、9					
58	12、 14					
59	14					
77	12					
38	29	第2章1(1)カ	市は、庁舎が被災した場合など、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、市対策本部を消防本部3階大会議室に設置する。	(修)	市は、庁舎が被災した場合など、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、市対策本部を彦根市スポーツ・文化交流センターに設置する。	市の方針変更によるもの。